

横浜市ICT活用工事の試行について

●目的

改正品確法の趣旨に基づき、情報通信技術（以下、ICT）の活用により、建設業における生産性の向上を図るため、「横浜市ICT活用工事」（受注者希望型）を試行します。

●横浜市ICT活用工事とは

次の5項目の各段階について、1項目以上を活用することです。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

●試行対象

以下に示す工種及び規模が含まれる工事が試行工事の対象です。

	工種	規模
1	ICT土工(掘削) (路体(築堤)盛土)施工幅員 4.0m以上 (路床盛土)施工幅員 4.0m以上	5,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 以上
2	ICT法面工	1の土工に伴う工事
3	ICT舗装工(路盤工)	5,000 m ² 以上

●工事成績評定への反映

各段階においてICTの活用を行った場合は、工事成績評定での加点を行います。

- ・ 1項目以上4項目以下の場合は、工事成績評定に0.4点加点
- ・ 5項目全て活用した場合は、工事成績評定に0.8点加点

ICTの活用を希望しなくても、工事成績評定の減点等のペナルティはありません。

●請負金額への反映

横浜市ICT活用工事となった場合は、3次元起工測量、3次元設計データの作成、ICT建機による工事費は設計変更の対象とすることができます。

積算方法は、原則として、土木工事標準積算基準書または国の積算要領を標準とします。詳細は、工事受注後にICTの活用と設計変更について監督員及び設計者と協議してください。

●実施方法

令和3年4月より、工事概要に「ICT活用試行工事」と明記されます。

工事受注後に、ICTの活用を希望の有無を含め、監督員及び設計者と協議し、合意が必要です。

横浜市ICT活用工事の実施には、監督員及び設計者との協議に基づいた事項も含めた施工計画書を提出し、監督員及び設計者の承諾を得てください。

※試行要領については、財政局公共施設・事業調整課ホームページで公表しています。